

京都市告示第 372 号

平成15年10月10日京都市告示第295号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部を平成16年12月10日から次のように改正します。

平成16年12月10日

京都市長 梶本 頼兼

醍醐中山市営住宅の項中

「

第30棟	102号, 103号, 106号及び107号	0.7508
	その他	0.9008

」

を

「

第30棟	102号	0.9508
	103号, 106号及び107号	0.7508
	その他	0.9008

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)